



埼玉県報

第 2822 号
平成 28 年(2016 年)
8 月 9 日
火曜日

目次

告示

- 行政書士の処分（市町村課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料取締法の規定による登録事項の変更に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の失効に関する告示（病虫害防除所）
- 越谷都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）

告 示

埼玉県告示第千十五号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第二号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分を受けた行政書士

イ 氏名

川村 大輔

ロ 事務所の名称

つくよみ行政書士事務所

ハ 事務所の所在地

埼玉県川口市芝中田一丁目二十五番三―三〇六号ウインベルデュエット川口

ニ 登録番号

第一三一三〇〇四二号

二 処分をした年月日

平成二十八年七月二十九日

三 処分の内容

一年間の業務の停止（平成二十八年八月十日から平成二十九年八月九日まで）

告 示

埼玉県告示第千十六号

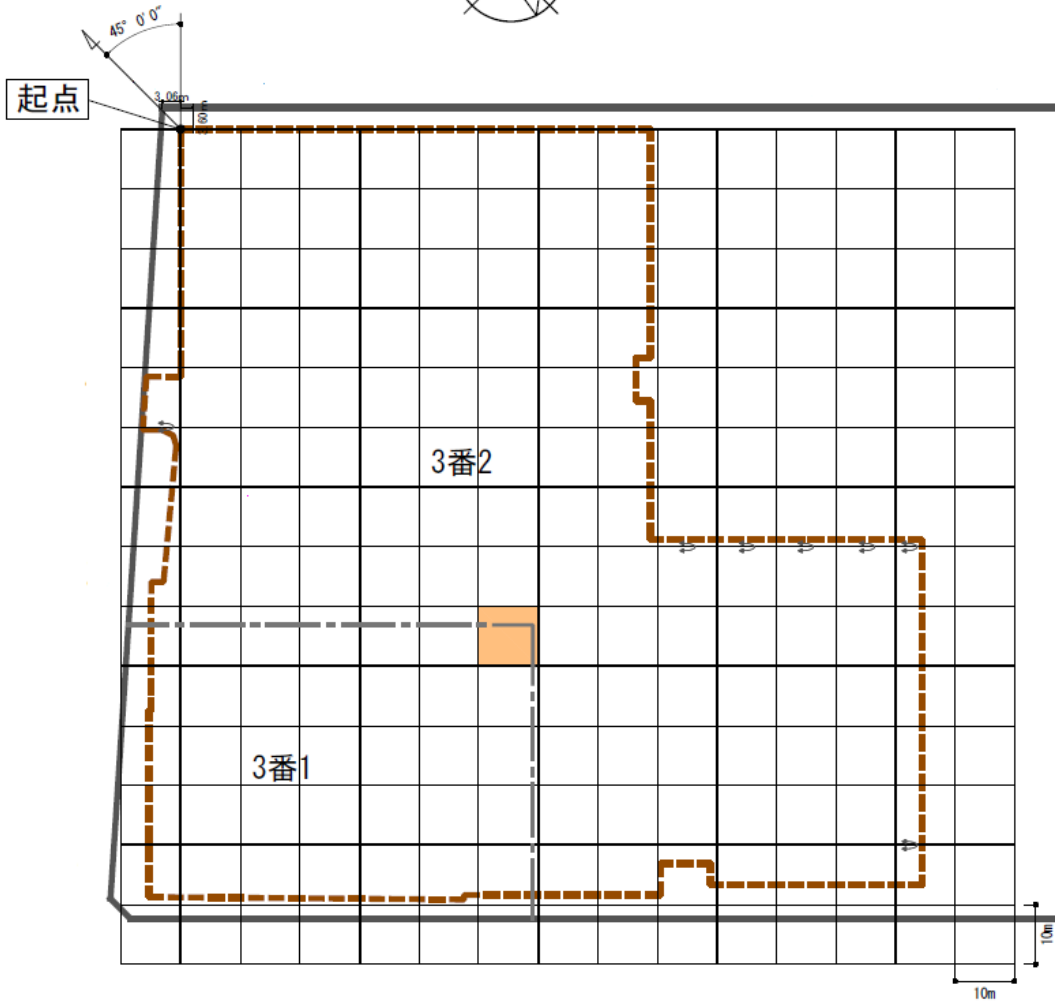
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県坂戸市千代田五丁目三番一の一部及び三番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

別図



起点
起点は埼玉県坂戸市千代田五丁目3番2の
最北端から敷地境界沿い南東に3.06m、
そこから南西に3.60mの場所に位置する。

格子の回転角度 45° 0' 0"

- : 形質変更時要届出区域に指定する区画
- ▭ (dashed brown) : 調査対象範囲
- (solid black) : 敷地境界
- - (dashed grey) : 地番境界

告示

埼玉県告示第千十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 道路交通法の遵守。道路環境の安全確保及び交通事故の防止

店舗及び倉庫周辺の市道は幅員が狭く、また生活道路かつ通学路でもあるため次の点に配慮すること。

(一) 歩行者の安全確保を図ること。

(二) 店舗及び倉庫周辺の市道を走行する際は徐行の上、市民生活へ悪影響を及ぼすことを極力避けること。

(三) 路上での駐車及び荷さばき作業をしないこと。

(四) その他、関係法令を遵守すること。

(2) 吉川市環境保全条例に基づき、騒音等に係る規制基準を遵守すること。

(3) 騒音・悪臭などに関する周辺住民からの意見に対して、速やかに解決に努めること。

(4) 事業系廃棄物の適正処理に努めるとともに、リサイクル等の促進及び廃棄物の減量に努めること。

(5) 道路上に廃棄物を置かないこと。

(6) 事業主側が原因で、前面道路に破損が生じた場合は、自己負担で修繕を行うこと。

二 縦覧期間

平成二十八年八月九日から平成二十八年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) トラックについて

住民の安全と生活環境を配慮し、小型トラックより大きいトラックの搬入はすべて店の正面からにしてください。

(理由)

(一) 倉庫までの道は、見通しの悪いカーブが多いうえ、道幅もせまく、乗用車同士のすれ違いが困難な場所があること。また、通学する子供たちの横をトラックがすれすれに通る、危険な場面が何度もあること。

(二) 荷さばき施設③からトラックが車道にはみだしており、荷物を積載したフォークリフトが車道を通り、道路交通法違反の荷さばき作業をしていること。さらに乗用車同士のすれ違いを不可能にしているうえ、自転車・歩行者にとっても危険な状況をつくっていること。

(三) 従業員によるトラックの誘導がないこと。

(四) トラックが通ると、道路沿いの家が振動に耐えられないこと。

(五) トラックの走行（エンジン音）が騒音の原因となっていること。朝四時から、夜十時まで搬入のためトラックが通行していること。特に土曜日と水曜日は通行台数がかかり多いこと。

(六) 店の正面は出入口も広く、大きな駐車場もあり、住宅地に隣接していないため生活環境への影響がないこと。

(2) 店からの調理臭について

住宅地まで臭わないよう、定期的にメンテナンス管理をしてください。

(理由)

店から数十メートル離れた宅地まで調理臭がただよってくること。

(3) 住民へ誠意ある対応について

住民からの苦情・要望に、誠意をもって対応してください。誠意をもって対応できる担当者を決めてください。

(理由)

今まで吉川市同席のもと住民との話合いの場があったものの、実際の被害状況の把握・今後の対応について・改善後の実績等にかんして具体的な説明がないこと。

二 縦覧期間

平成二十八年八月九日から平成二十八年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

以前、店側との協議の場に出席しましたが、その後目立った改善はなく営業に係る騒音等で睡眠不足・体調不良のため三月二十九日の住民説明会に行けなかったので意見を述べます。

(1) 倉庫からの騒音について

倉庫の立地条件が悪いため、深刻な騒音被害等が発生しています。倉庫の利用をやめ、大型冷蔵庫ならびに冷凍機室外機を店舗側に移設し、倉庫内作業を店舗側でおこなってください。

(理由)

(一) 気温が高くなると、冷凍機室外機〇一〇三からの爆音・振動（地なりのような音）が一昼夜・長期間にわたって続き、安眠妨害、体調不良の原因となっていること。

(二) 倉庫南東に小さな遮音壁が設置されたが、相変わらず冷凍機室外機〇一〇三から爆音が聞こえるので、効果がないと考えられること。

(三) この地域で倉庫に設置できる原動力は〇・七五キロワット以下です。六・一キロワットを三機並んで設置とは周囲の生活環境への配慮が無さ過ぎること。

(四) 倉庫と東西の密集した住宅は、倉庫の壁一枚で隔てられているだけであり、敷地も狭く、早朝から夜遅くまで、シャッターを開けたままの倉庫内作業音・振動を出しているため、隣の部屋で倉庫内作業をしているかのようであること。

(五) フォークリフト・台車の走行音・話し声・荷さばき音がうるさいこと。
(倉庫の南北の出入口を全て閉じてから作業してください。)

(六) 倉庫東・西側の狭い空き地の住宅際まで自転車・バイクが走行し、早朝五時前から深夜まで従業員の入れ替わりに伴う従業員の足音・話し声が騒音の原因となっていること。(従業員用駐輪場は店舗正面の駐車場に移転するか、自転車・バイクが侵入できないようにしてください。)

(2) 倉庫からの悪臭について
倉庫の換気扇からの悪臭・塵・ほこりがひどく、住宅の窓が開けられないため、住宅に面する換気扇を塞いでください。

(3) 店舗からの騒音について
(一) 店内放送、店内騒音、市道（水路上の）台車の走行音、話し声が住宅地に響きます。特に休日は店内にいるかのようです。

(二) 店舗の屋根の上の室外機の騒音がうるさいので、全ての室外機の音が住宅に聞こえないように防音の対策を講じてください。

(4) 店舗からの悪臭について
店舗調理臭が、住宅に漂って、窓を開けられず、庭にも出られず、気持ちが悪くなります。メンテナンスを継続するとともに、他店同様、一般的に大型店舗に採用されている装置を設置してください。

(5) 荷さばき施設③について
(一) 倉庫に搬入するトラックが、荷さばき施設③に入りきれず狭い道路にはみ出して、視界がさえぎられており、走行車・自転車・通行人が互いを目視できず、危険な場面に出くわすことが多いため、トラックがはみ出さないようにしてください。

(二) 荷物を積んだフォークリフトも道路に出ないでください。

(三) 荷さばき施設③に収まりきれない大きさのトラックは、店舗側からの搬入にしてください。

(四) 早朝五時から荷捌きをしています。荷さばき可能な時間外は荷さばきを行わないでください。

(6) 倉庫北側の民間駐車場について
トラック待機のため乗用車五台分借りているが、待機場所が足りないと見受けられます。借りている駐車場で待機できないトラックは、店舗側で待機するとともに、荷物積載のフォークリフトが公道走行しているトラックについては、店舗側での搬入作業に切り替えてください。

(理由)

(一) 民間駐車場で搬入トラックが、他者が借りている場所等に何台も停まっていること。

(二) また、そのトラックの荷物をフォークリフトが積み、道路を横断して倉庫に搬入していること。

(三) 荷物を積んだフォークリフトの公道走行は道路交通法違反であること。
(危険ですので絶対にしないでください。)

(7) 安眠妨害について

夜間から早朝にかけて、店舗側からのトラックによる搬入・荷さばきの音が住宅地にまで届き、荷さばきのたびに起こされるため、十分な睡眠がとれません。静かに搬入・荷さばきを行ってください。

(8) 住民への誠意ある対応について

店側との協議の場において住民から苦情・要望を述べましたが、店側からの回答は「こうした、ああした」といった内容で具体的な対策案や対策後の結果等、実際に参考となる内容はありませんでした。また、住民へ気遣いや謝罪の言葉はいつさいありません。今まで住民で意見・要望を何度か店長や社長宛てに郵送や手渡しもしましたが、返事がいつさいありません。今後はこのようなことをせず、住民の話を真摯に受け止め、問題を前向きに解決できる能力のある担当者を決めてください。

二 縦覧期間

平成二十八年八月九日から平成二十八年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

法律やマナーを守り、以前のように住民が安心して暮らせる環境に配慮してください。

(1) 荷さばき施設③について

大型トラックが荷さばき場から車道にはみ出ています。トラックの影からフォークリフトが来て轢かれそうになったことがあります。フォークリフトの通行スペースを確保するとともに、荷さばき場からはみ出ない大きさのトラックだけ停めてください。荷物積載のフォークリフトの公道走行は道路交通法違反で危険ですのでやめてください。

(2) 荷さばき施設③向かいの月極駐車場の使用について

店が借りているのは五台分です。その他の場所にトラックを何台も駐車しないでください。月極駐車場内での荷さばき・フォークリフトの使用は、他の使用者の迷惑ですのでやめてください。

(3) 倉庫と店舗をつなぐ通路について

通路のある場所は市道です。ここでの私語・呼び声・足音・台車の音は迷惑行為ですのでやめてください。開店の翌年二月に許可されるまで、市道に無許可で通路を作っていました。手続きはきちんとしてください。通路のある市道は「歩道」です。吉川市の書類も歩道になっています。歩道のみの道は、台車等の軽車両の通行は道路交通法違反です。立地が悪いからと台車の通行はやめてください。一日に八百台ちかくの台車が歩道を横断しています。台車と住民の接触事故の危険があります。特に小さな子供やお年寄りの通行はとても危険なため、歩道を通れなくなった住民が何人もいます。住民の大切な生活道路ですので道路交通法を順守してください。

(4) 店舗北側出入口について

住宅地に接する店舗北側の自動扉は、開いてから完全に閉じるまで約十四秒です。一日に八百回台車が通ると一万千二百秒(約三時間十一分)、従業員の通行も何百回とあります。そのたびに店内の音が住宅地に聞こえます。店内放送・BGM・客の声・従業員の呼び声・レジ等の機器の音など。特に休日は扉がひんぱんに開くため、まるで店内にいるかのようです。自動扉一枚では店内の音が住宅地に筒抜けのため、緩衝場所を設けて二重扉にしてください。

(5) 倉庫南側出入口について

朝五時〜夜十一時までシャッターが開いているため、倉庫内の音が住宅地に筒抜けです。緩衝場所を設けて二重扉にしてください。

(6) 大店立地法の届出(騒音予測)について

午前五時〜六時と午後十時〜十一時の騒音予測が無いものがあります。台車平坦走行十一・台車段差越え〇三はこの時間帯に何十台もあります。シャッター開閉音もこの時間帯にあります。早朝・夜間は台車の音で目が覚めるため、真夏でも窓を開ける事ができません。窓を閉めても台車の音が聞こえるため、耳栓をしないと眠れません。台車平坦走行十一・台車段差越え〇三のある場所は住宅地のなかつです。台車平坦走行十一・台車段差越え〇三の地点でも騒音予測をしてください。

(7) 吉川市環境保全条例の遵守について

吉川市の騒音測定では、基準値を超えているため条例違反です。吉川市環境保全条例を守ってください

(8) 冷凍機室外機〇一〜〇三について

住宅地内への設置はやめてください。耐えがたい騒音・低周波騒音の発生源です。遮音壁ができましたが、小さく片面しかないので、場所によっては逆効果です。以前に増して大きな音が響いています。第一種中高層住居専用地域で倉庫に設置できる原動力は〇・七五キロワット以下です。建築基準法を順守してください。これら六・一キロワットの三台は店舗南側等、住宅地に影響が無い場所に移設してください。

(9) クレーン対応できる担当者の配置について

店舗内騒音・台車騒音・従業員の大声の苦情を言うため何度か店に電話をしました。最初は事務所の方が話を聞いてくれましたが、数回目に店長が出て「苦情の電話は店の評判が悪くなるから、もう電話するな」と言われ、対応はおろか話しも聞いてもらえませんでした。届出書類には「静穏に努め

て運用してまいります。万が一周辺住民の方々より騒音に関するご意見等を頂いた場合には、誠意をもって対応いたします」とあります。誠意をもって対応できる担当者を早急に決めてください。

(10) 開店以降続いている騒音等の問題の解決について

(一) 平成二十六年十月十日の開店以降、騒音・悪臭等の環境問題が続いています。未だに市議会の一般質問でとりあげていただいております。問題は解決していません。きちんと問題を解決してから営業時間を延長すべきです。

まずは、開店以降続いている騒音等の問題を解決してください。

(二) 騒音問題の解決には、吉川市による継続した騒音測定が必須と思われる。す。吉川市の騒音測定にきちんと応じるべきです。

二 縦覧期間

平成二十八年八月九日から平成二十八年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	新井孝作	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千番地一
同	新井茂	同 同 八百十八番地
同	石井忠義	同 同 千七百六十二番地一
同	石井勉	同 同 千五百六十一番地
同	石川邦夫	同 同 千九百五十八番地二
同	小川勇	同 同 千八百四十番地一
同	小川修	同 同 二千六十番地三
同	小川久雄	同 同 二千六十八番地
同	福島榮	同 同 千二十一番地
同	松島政男	同 同 千八百十七番地
同	矢島正弘	同 同 千百三十四番地
同	石井敏雄	白岡市実ヶ谷八百六十九番地
同	齋藤佳文	同 岡泉六百七十番地
同	利根川英夫	同 同 四百九十七番地
同	横田保男	同 実ヶ谷三百六十八番地
監事	石井俊治	蓮田市大字江ヶ崎千七百六十三番地
同	矢島昭治	同 同 千九百八十六番地
同	倉持健一	白岡市実ヶ谷四百三十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	新井孝作	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千番地一
同	新井茂	同 同 八百十八番地
同	石川邦夫	同 同 千九百五十八番地二
同	石井忠義	同 同 千七百六十二番地一
同	石井勉	同 同 千五百六十一番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
倉持健一	矢島昭治	石井俊治	横田保男	利根川英夫	齋藤佳文	石井敏雄	松島政男	矢島正弘	小川久雄	小川修	小川勇	福島榮
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
白岡市実ヶ谷四百三十三番地	同 同 千九百八十六番地	蓮田市大字江ヶ崎千七百六十三番地	同 実ヶ谷三百六十八番地	同 同 四百九十七番地	同 岡泉六百七十番地	白岡市実ヶ谷八百六十九番地	同 同 千八百十七番地	同 同 千百三十四番地	同 同 二千六十八番地	同 同 二千六十番地三	同 同 千八百四十番地一	同 同 千二十一番地

告示

埼玉県告示第千二十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六〇六号	消石灰	消石灰 60・0	アルカリ分 六十・〇	平成三十四 年二月十四 日	岩水石灰工業株式 会社 静岡県浜松市浜北 区根堅二千三百四 十五番地
埼玉県第 六六四号	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料4 2号	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇	平成三十一 年二月十五 日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地
埼玉県第 六七九号	混合有機 質肥料	グリーン K B ・ S	窒素全量 四・〇 りん酸全量 十一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十一 年二月四日	株式会社コバヤシ ユニオン 東京都板橋区前野 町三丁目七番四号

埼玉県第 六八〇号	混合有機 質肥料	グリーン K B ・ M	窒素全量 四・〇 りん酸全量 十二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十一年 二月四日	株式会社コバヤシ ユニオン 東京都板橋区前野 町三丁目七番四号
埼玉県第 六八一号	混合有機 質肥料	グリーン K B ・ L	窒素全量 四・〇 りん酸全量 十二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十一年 二月四日	株式会社コバヤシ ユニオン 東京都板橋区前野 町三丁目七番四号
埼玉県第 四六七号	炭酸カル シウム肥 料	55武甲 炭酸カル シウム肥 料	アルカリ分 五五・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十四年 三月二十 四日	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号
埼玉県第 六三一号	加工家 きんふん 肥料	ダイホウ 有機1号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十四年 三月十六 日	大鳳商事株式会社 東京都中央区銀座 三丁目四番一号

五八六号	埼玉県第		六三二号	埼玉県第	
	消石灰		料 んふん肥	加工家き	
灰	防散消石		有機2号	ダイホウ	
	アルカリ分	と お り	り ん 酸 全 量	窒 素 全 量	
六五・〇		含 有 を 許 さ れ る 有 害 成 分 の 最 大 量 及 び そ の 他 の 制 限 事 項 は 、 公 定 規 格 の	四・〇	六・〇	
加里全量			二・〇		
日	平成三十四年五月十四日		日	平成三十四年三月十六日	
一丁目八番六号	東京都中央区新川	秩父石灰工業株式	三丁目四番一号	東京都中央区銀座	大鳳商事株式会社

告示

埼玉県告示第千二十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があった旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容	
埼玉県第 六八二号	副産石灰肥料	キューピータ マゴ株式会社 代表者の変更	変更前	代表取締役 逸見 良則
埼玉県第 六八五号	混合有機質 肥料	兼松アグリテ ック株式会社 代表者の変更	変更前	代表取締役 小島 健一
埼玉県第 六九〇号	混合有機質 肥料	代表者の変更	変更後	代表取締役 加藤 勇

告示

埼玉県告示第千二十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六五六号	混合有機質 肥料	千成混合有機質 肥料	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿七 百五十三番地一
埼玉県第 五五七号	乾燥菌体肥 料	乾燥菌体肥料4 号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地
埼玉県第 五八五号	肉かす粉末	10・0肉粉	窒素全量 一〇・〇	太田油脂産業株式会 社 埼玉県八潮市大字圀 五百四十一番十

登録番号	埼玉県第 六一五号	肥料の種類	乾燥菌体肥	肥料の名称	乾燥菌体肥料7号	保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 七・〇 りん酸全量 三・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	生産業者の氏名又は 名称及び住所	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地
埼玉県第 三七八号	肉骨粉	乾燥菌体肥	乾燥菌体肥料8号	乾燥菌体肥料7号	乾燥菌体肥料7号	保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 八・〇 りん酸全量 七・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	生産業者の氏名又は 名称及び住所	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地
埼玉県第 三七九号	蒸製骨粉	乾燥菌体肥	乾燥菌体肥料8号	乾燥菌体肥料7号	乾燥菌体肥料7号	保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二十二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	生産業者の氏名又は 名称及び住所	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六 丁目四十九番十二号
埼玉県第 三七八号	肉骨粉	乾燥菌体肥	乾燥菌体肥料8号	乾燥菌体肥料7号	乾燥菌体肥料7号	保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 七・〇 りん酸全量 一〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	生産業者の氏名又は 名称及び住所	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六 丁目四十九番十二号

登録番号	埼玉県第 六六五号	肥料の種類	化成肥料	肥料の名称	くみあい有機入 り化成肥料78 4号	保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 七・〇 く溶性りん酸 八・五 く溶性加里 四・八 内水溶性加里 一・八 く溶性苦土 二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	生産業者の氏名又は 名称及び住所	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地
埼玉県第 六五七号	混合有機質 肥料	1	マリン有機28	窒素全量 二・五 りん酸全量 八・五 加里全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	兼松アグリテック株 式会社 茨城県神栖市東深芝 四番地七				

登録番号	埼玉県第 六八四号
肥料の種類	混合有機質 肥料
肥料の名称	K B I S V
保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 五・〇 りん酸全量 六・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり
生産業者の氏名又は 名称及び住所	株式会社コバヤシユ ニオン 東京都板橋区前野町 三丁目七番四号

告 示

埼玉県告示第千二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	越谷	
市町村名	越谷市 吉川市 松伏町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 九月一日午前 十時三十分か ら	
場 所	吉川市 中央公民館 三〇一、三〇 二講座室	
公述申出書 提出期間	平成二十八年 八月九日から 平成二十八年 八月二十三日 まで	
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、越谷市都 市計画課、吉 川市都市計画 課、松伏町新 市街地整備課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 八月九日から 平成二十八年 八月二十三日 まで	
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県越 谷県土整備事 務所、越谷市 都市計画課、 吉川市都市計 画課、松伏町 新市街地整備 課	

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年八月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年七月二十一日

指令越建セ第二七〇〇一二二一号

二 検査済証番号

平成二十八年八月三日

越建セ第一六三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮七十二番一、七十二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町百間五丁目三番二号 ヴェルデイハイツⅠ一〇三号

小河原 一夫

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
第五十六条第七項の規定により、平成二十八年六月に収去した飼料等の試験結果の
概要を次のとおり公表する。

平成二十八年八月九日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
埼玉酪農業協同組合 埼玉県深谷市	同左	乾牧草等	スーダン	H28.5	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
		乾牧草等	クレイングラス	H28.5	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
		乾牧草等	オーツヘイ	H28.5	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
		乾牧草等	カナダチモシー	H28.4	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
		乾牧草等	ルーサン	H28.5	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
寿産業株式会社 埼玉県深谷市	同左	混合飼料	パイプロゲイン	H28.5	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
		混合飼料	武州和牛サポート	H28.5	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
		混合飼料	ドライミックス	H28.5	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
		混合飼料	武州和牛サプリ	H28.5	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
		混合飼料	パイプロコール	H28.5	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
田村製菓株式会社 行田工場 埼玉県行田市	同左	混合飼料	カウグルコン「散」	H28.6	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
		混合飼料	アイジガード S-200	H28.3	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の有無及び違反の内容
寿産業株式会社 埼玉県深谷市	同左	バイプロゲイン	H28.5	栄養成分等－粗蛋白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無
		武州和牛サポート	H28.5	栄養成分等－粗蛋白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無
		ドライミックス	H28.5	栄養成分等－粗蛋白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無
		武州和牛サプリ	H28.5	栄養成分等－粗蛋白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無
		バイプロコール	H28.5	栄養成分等－粗蛋白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無
田村製菓株式会社 行田工場 埼玉県行田市	同左	カウグルコン「散」	H28.6	栄養成分等－粗蛋白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無
		アイジガード S-200	H28.3	栄養成分等－粗蛋白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。